

### 高齢者対象、新型コロナワクチンの接種始まる

#### 県内の65歳以上の方対象 大規模接種センターのネット予約も開始

自治体でのコロナワクチンの接種が始まりました。自治体によってスケジュールや予約方法などは異なりますが、高齢者からのワクチン接種が進んでいます。

予約開始の朝に電話をしたが、全くつながらなかったなどの声も聞かれる中、かかりつけ医での予約が出来た方など様々です。自治体の接種は今後も進んでいきます。高齢者以外の方には6月以降に接種券が配布される流れになっています。

自治体での接種をまだ受けられていない高齢者の方は、新たに設置された自衛隊大規模接種センター、埼玉県高齢者ワクチン接種センターでもワクチンの接種が出来ます。

#### 自衛隊大規模接種センター（東京都千代田区大手町）

1都3県にお住いの65歳以上の方が受けられます。自治体での予約をまだしていない方に限定されます。予約方法は、インターネット・LINEでの登録となります。会場は8月まで設置される予定です。

#### 埼玉県高齢者ワクチン接種センター（さいたま市浦和区）

県内の65歳以上の方が受けられます。自治体での予約をまだしていない方に限定されます。予約方法は、インターネットのみとなります。会場は7月まで設置される予定です。

#### ネット予約が出来ない！ 民商でネット予約をサポートします

民商ではこれまで、ネット申請での給付金等の申請をサポートしてきた中で、減ってきてはいますが、パソコンやスマホを持っておらずネットでの申請が出来ない方、持っているが操作がわからない方がまだ見受けられます。

民商事務所では、ネット予約のサポートをしています。お困りの際はご相談ください。



### 年度更新の期間です 労働保険(労災・雇用)の加入は民商の事務組合で

「元請けから、労働保険に加入しないと現場に入れないと言われた」「新たに社員を雇ったので雇用保険に加入したい」現在、労働保険の年度更新時期ということもあり、会内外から労働保険加入の問い合わせが増えていきます。

民商には、国から許可を受けた労働保険事務組合があります。本来は労災保険に加入できない事業主や家族労働者も「特別加入」させることが出来ます。これにより、事業主や家族労働者も仕事によるケガや病気の時に、労災保険を利用することができます。

従業員を1人でも雇ったら労働保険加入の義務が発生します。雇用調整助成金なども、雇用保険に加入していないと通常は受けられません。

労働保険で悩んでいる仲間に、「民商へ聞いてみたら？」の声かけをおねがいします。

### 「一時支援金、5/31申請期限」の駆け込み申請が増えています

#### まだ仮登録申請が出来ていない方は、すぐに仮登録申請と延長の申込を

一時支援金の駆け込み申請が増えています。銀行や税理士での事前確認を含めて、ネットでの書類作成を行い、『申請ボタンを押す』ところまでを5/31までに行わなければなりません。

#### 確認してください

○税理士や、融資実行先銀行などで事前確認を行った方

認定機関の事前確認だけでは申請は完了していません。申請が完了しているか、一時支援金マイページで確認をしてください。

○申請済みで修正メールなどが来ている方

メールには、2週間程度で修正を行ってくださいと記載されています。未修正のまま放置していると、申請が打ち切られる可能性があります。

#### 5/31までに『申請ボタンを押す』が間に合わない方

一時支援金マイページ内の下段に、『書類の提出期限延長の申込』リンクがありますので、期限に間に合わない合理的な理由を5/31までに記載し送信してください。

例えば、「事前登録確認機関での予約が間に合わないため」、「外出自粛の影響や、自信の体調の不良にて申請に時間がかかってしまうため」など、理由を記載して延長申請を行ってください。

### コロナで収入が減った！これから始まるコロナ減免申請を検討しよう (国保、65歳以上の介護保険、後期高齢者医療制度など)

コロナウイルスで影響を受けた保険者に対し、昨年と同等に申請減免が出来るよう、自治体には国から財政支援が行われることが決定しています。民商でも、各自治体に今年も実施するよう要請を行ってきました。

本人のコロナ感染や、収入の減少などの要件で申請減免を行うことにより、全額免除となる場合もあります。

協力金対象の飲食には金銭支援が行われていますが、飲食業関連に納品している業者からは、「このままでは潰れてしまう」と悲鳴が上がっています。

建設業でも、ウッドショックの影響で今後の仕事予定が決まっていないなど厳しい声も聞こえてきており、大幅に収入減少となる業者も増えていく可能性があります。申請が開始されましたら、民商だよりでお伝えしていきます。



### 雇用調整助成金 緊急事態宣言等対応特例の支給申請について

公式LINEでお伝えしましたが、1月の緊急事態宣言に対する特例として、通常は2カ月以内とされている申請期限が、1/8~の休業について、まだ雇用調整助成金の申請が出来ていない事業者に対して5/31まで申請が出来るようになっています。

編集幸喜 今週の商工新聞に、インボイス制度が大きく取り上げられています。今年10月から番号の登録申請が開始され、2023年10月に実施を目論んでいます。免税業者も消費税を納めなければいけなくなるインボイス制度。商工新聞で湖東先生がわかりやすく解説していますので、しっかり目を通してください。